

個別の教育支援計画Q&A【幼稚園・保育園・認定こども園等】

Q1 「個別の教育支援計画」とは？

A1 乳幼児期から学校卒業までを見通した長期的な視点で、一貫した支援を受けられることを目的として作成するものです。

Q2 「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」、「要録」の違いは？

A2 それぞれ性格の違うもので、小学校への渡し方も異なります。「個別の教育支援計画」は、保護者からの依頼で作成し、保護者自身が学校に渡します。

Q3 「個別の教育支援計画」の作成が必要な園児は？

A3 特別な支援が必要な乳幼児、または左記に準ずる児童で、保護者の同意が得られた場合に作成します。具体的には以下に該当するケースで、障害の有無ではありません。

- ① 保護者からの申出があった場合
- ② 関係機関との連携のある場合
- ③ 保育の中で、特別な支援や個別の指導が必要な場合
- ④ 担任だけでは支援が行き届かず、園内での教職員間の連携した配慮が必要な場合
- ⑤ 特別な配慮や支援を就学先や転園先等に引き継ぐ必要がある場合

※障害の有無よりも、保育の中で配慮が必要かどうか大切です。

Q4 「個別の教育支援計画」は、いつ、どのように作成するのですか？

A4 保護者からの要望や、幼稚園や保育園、認定こども園等の判断により必要とした時点で、保護者の同意を得て、保護者と協力して作成します。年長児の具体的な進め方は以下のとおりです。

- ① 4月に養護教育センターから配布される、「就学説明会案内」を年長児全員に配布又は園内で掲示する。
- ② 保護者は、説明会に参加し「個別の教育支援計画」の説明を聞く。
- ③ 保護者からの要請を受けて、幼稚園や保育園、認定こども園等が必要な個所を記入し、保護者も記入する。
- ④ 保護者と面談し、記入内容の確認や共通理解を深める。
- ⑤ 1月頃に、「新しいステージ（就学・転園等）でのより良い連携のために伝えたいこと」を記入し、「個別の教育支援計画」を完成させる。その後、写しに原本証明（A4・片面印刷・左上1か所留め）をして保護者へ渡す。
- ⑥ 保護者は、2月頃に実施する入学説明会に参加。個別面談時に、持参した「個別の教育支援計画」（写）をもとに小学校と面談を行う。

- Q 5 作成対象者は年長児のみですか？
- A 5 年長児以外についても、日頃から対象児童の困り感や支援の必要性などについて、保護者と情報共有、共通理解ができていれば、園から作成を勧めることもできます。
- Q 6 作成した「個別の教育支援計画」はどのように活用するのですか？
- A 6 保護者や担任が、この資料を基に具体的な支援方法、配慮方法を検討するほか、就学や転園、子どもルーム、療育機関等の引き継ぎ資料にも活用します。
- Q 7 「個別の教育支援計画」の取り扱いは？
- A 7 個人情報に当たるため、適切に保管するとともに、保護者とやり取りする際は手渡しや郵送する等、FAXでのやり取りは避けます。保管年限は各園で要録やその他個票を参考に適切に定めます。(参考：千葉市は6年保管)
- Q 8 「個別の教育支援計画」を引き継ぐときは？
- A 8 「個別の教育支援計画」を就学や転園先、子どもルーム、療育機関等へ引き継ぐ場合は、保護者経由で行います。写しに原本証明(A4・片面印刷・左上1か所留め)したうえで保護者へ渡します。
- Q 9 インクルーシブ保育を進めるうえで「合理的配慮」と聞きますが、「合理的配慮」とはなんですか？
- A 9 設置者や学校が、どの子ども園生活を充実させるために、過度な負担を負わない範囲内での手立てや支援、変更、調整を行うことを言います。
具体的には、「個別の教育支援計画」の「具体的な支援」の項目に書き込まれている内容になります。
- Q 10 「個別の教育支援計画」を作成するメリットを保護者に聞かれたら？
- A 10 「お子さんの就学に関して、事前に情報共有することで、支援方法の検討をしてもらえるようです。」と伝えると安心できるのではないのでしょうか。
- Q 11 個別の教育支援計画の様式はどこにありますか？
- A 11 千葉市養護教育センターホームページ内、「インクルーシブ教育システム構築」に様式があります。ダウンロードし、保護者と協力して作成しましょう。
URL：<http://www.cabinet-cbc.ed.jp/youse/index.html>
または「千葉市養護教育センター」で検索